

京都府戦略的地震防災対策推進プランの概要

第一 総 則

1 策定趣旨

平成21年4月に策定した京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、具体的事業（数値目標、達成時期、実施主体等）を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

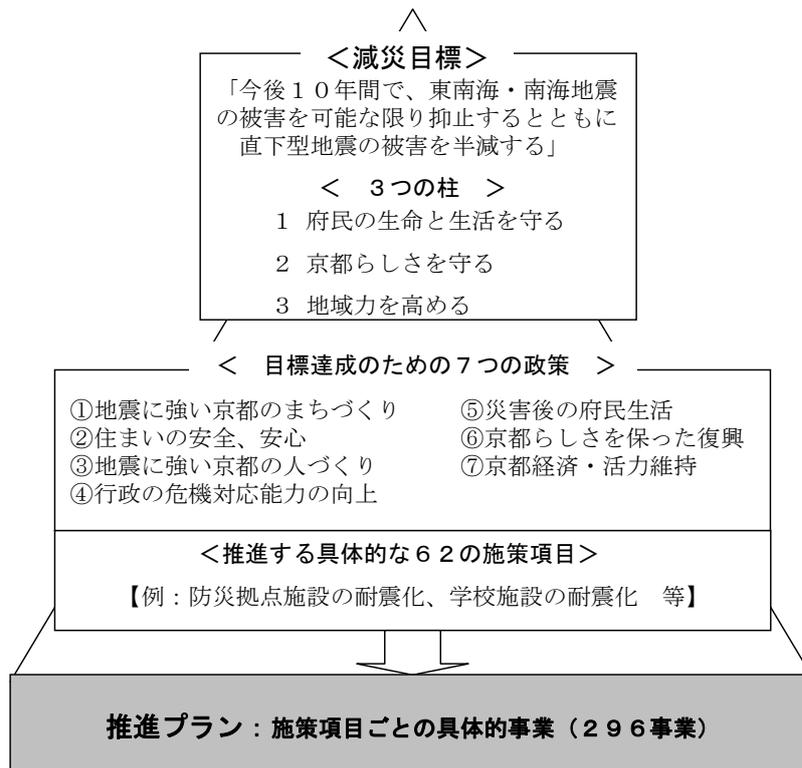
2 計画期間

平成22年度～平成26年度

（戦略指針の計画期間である平成21年度～平成30年度の前半の5年間）

3 戦略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針の実施計画として位置付け、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



4 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

5 戦略性の確保

減災目標を支える「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」の3つの柱に重点を置いて事業を推進する。

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後・京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等を分析・整理しそれぞれの地域特性に応じた地震防災対策を明記

○地震のリスク

東南海・南海地震及び京都府内・周辺の主要な活断層による直下型地震を想定

○社会的特性

地理特性、社会特性（人口、高齢化率等）、地震対策等の進捗状況（住宅、公共施設の耐震化率、自主防災組織、常備消防、消防団、土砂災害、孤立集落等）

7 戦略指針及び推進プランの実施について

(1) 実施体制として、「京都府戦略的地震防災対策推進本部」設置による全庁体制の確保や「多様な主体との連携」「広域連携」を記述

(京都府戦略的地震防災対策推進本部)

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：府民生活部長 本部長：危機管理監、広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 危機管理・防災課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 （事務局：危機管理・防災課）

(2) 目標について、推進プランに盛り込む事務・事業については、可能な限り数値化し、数値化が困難なものについては達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載する。

(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理

- ① 外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」により、各対策の達成状況を総合的に評価・検証し、進捗状況を毎年度、防災会議において報告・公表
- ② 各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する仕組み
- ③ 部会による評価結果等踏まえ、京都府防災会議は、定期的に指針及び推進プランの見直しを実施

第二 京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

戦略指針で掲げた3つの柱「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」と7つの政策、62の施策項目を一覧表で整理

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

戦略指針で体系化した7つの政策と62の各施策項目ごとに、具体事業を担当部局等（実施主体）等を明記して記載

7つの政策	事業数	
		うち新規
① 地震に強い京都のまちづくりを進める	64	2
② 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る	21	10
③ 地震に強い京都の人づくりを進める	40	12
④ 行政の危機対応能力の向上を図る	68	26
⑤ 災害後の府民生活を守る	82	16
⑥ 京都らしさを保った復興を実現する	14	6
⑦ 京都経済・活力を維持する	7	5
合 計	296	77

<推進プランの特徴>

○多様な主体の取組を記述 府・市町村の他30機関の78事業、市町村133事業

○先進的取組を明記し、府全体に普及（先進的取組31事業）

例）家具等の転倒防止器具設置等事業（京都市、久御山町）、防災協力農地登録制度（向日市）、南丹セーフティキッズ認定事業（南丹広域局）等

○地震防災対策に繋がるものを幅広く記載

例）・ブロック塀の生け垣化（緑化事業）→ブロック塀の転倒防止、不燃化対策
・学校の太陽光発電設置→自立できる避難所

第四 各主体の役割

○京都府全体で地震防災対策を推進するため、「府民・家庭」「企業」「地域」の主要主体が果たすことが期待される役割とそれぞれの項目について「行政の役割や施策等」を記載